

**地方独立行政法人香取おみがわ医療センター役員報酬規程（案）**

（趣旨）

**第1条** この規程は、地方独立行政法人香取おみがわ医療センターの理事長、副理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

（役員報酬）

**第2条** 役員報酬は、常勤の役員については報酬月額、業績手当及び診療業務手当とし、非常勤の役員については非常勤役員手当とする。

2 前項の規定にかかわらず、役員が地方独立行政法人香取おみがわ医療センター職員給与規程（以下「職員給与規定」という。）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）を兼ねるときには、職員給与規定により支給される給与及び役員手当として月額30,000円を支給する。ただし、支給される給与に職員給与規定の経過措置が適用される職員には、役員手当は支給しない。

3 常勤の役員に対する報酬額は、報酬月額と業績手当の年間合計額が、第3条第3項により増額する場合を除き、別表に掲げる役員区分に応じた報酬額を超えない範囲内において、理事長が定める。

4 非常勤の役員に対する非常勤役員手当は、日額30,000円以内で理事長が定める。

5 職員を兼務する役員以外の役員の通勤交通費は勤務日数に応じ、通勤に要する費用の相当額を支給することができる。

（業績手当）

**第3条** 業績手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）に在職する常勤の役員（それぞれの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した者を含む。）に対して支給する。

2 業績手当の額は、それぞれの基準日（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において常勤の役員が受けるべき報酬月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額を業

績手当基礎額とし、それぞれ 100 分の 195 を超えない範囲を乗じて得た額に、基準日以前 6 月以内の期間における次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6 月 100 分の 100
- (2) 5 月以上 6 月未満 100 分の 80
- (3) 3 月以上 5 月未満 100 分の 60
- (4) 3 月未満 100 分の 30

3 業績手当の額を定めるにあたっては、地方独立行政法人香取おみがわ医療センター評価委員会が行う業績の評価の結果及び常勤の役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案するものとし、前条第 3 項の規定にかかわらず、前項の規定による業績手当の額の 100 分の 20 の範囲内で、これを増額し、又は減額することができるものとする。

(診療業務手当)

**第 4 条** 常勤の役員が診療等の業務を行う場合は、次のとおり診療業務手当を支給することができる。

業務	手当月額
外来等診療業務	200,000 円 ※入院に係る診療業務に携わる場合 50,000 円を加算

(旅費)

**第 5 条** 役員が職務のため旅行したときは、旅費を支給する。

2 前項の旅費の額及び支給方法は、職員の例による。

(支給日)

**第 6 条** 常勤の役員の報酬の支給日は、職員の例による。

2 非常勤の役員に対する非常勤役員手当の支給日は、理事長が別に定める。

(日割計算)

**第 7 条** 新たに常勤の役員になった者には、その日から報酬月額を支

給する。

2 常勤の役員が退職したときはその日まで、死亡したときはその日の属する月まで報酬月額を支給する。

3 前2項の規定により報酬月額を支給する場合における日割計算の方法は、職員の例による。

(退職手当)

**第8条** 役員退職手当は、支給しない。ただし、職員が役員を兼ねるときは、地方独立行政法人香取おみがわ医療センター退職手当規程に基づき支給する。

(その他)

**第9条** この規程に定めるもののほか、役員報酬に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

2 役員報酬等の支給については、この規程に定めるもののほか、職員の例による。

#### 附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

役員区分	報酬額
理事長	16,600,000円